

平成 30 年度第 1 回上越市介護保険運営協議会 次第

日時：平成 30 年 4 月 26 日（木）

午後 2 時～3 時 30 分

会場：上越市役所 401 会議室

1 開会

2 協議

(1) 平成29年度の介護保険事業の状況について

- ・要介護認定の状況、新総合事業の取組について…資料1.2

(2) 平成30年度の介護保険事業について

- ・介護保険料、3割負担、要介護認定の変更について…資料3.4.5
- ・上越市版オレンジプランの策定について…資料6

(3) 第7期介護保険事業計画期間における施設整備について…資料7

- ・ショートステイから特別養護老人ホームへの転換について
- ・認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護の公募について

(4) その他

- ・平成 30 年 10 月の委員改選について

3 閉会

(1) 平成 29 年度の介護保険事業の状況について

・ 要介護認定の状況について

① 認定者数の推移

平成 29 年度の要介護認定の状況は、平成 27 年度の制度改正により認定有効期間が延長されたことで、更新年度となった者が多く増加した。

また、介護度別認定者については、これまでの生活習慣病の重症化により要介護状態となる人を予防する取組を推進してきた結果、要介護 3 以上の認定者数は減少した。

○ 第 1 号被保険者等の推移

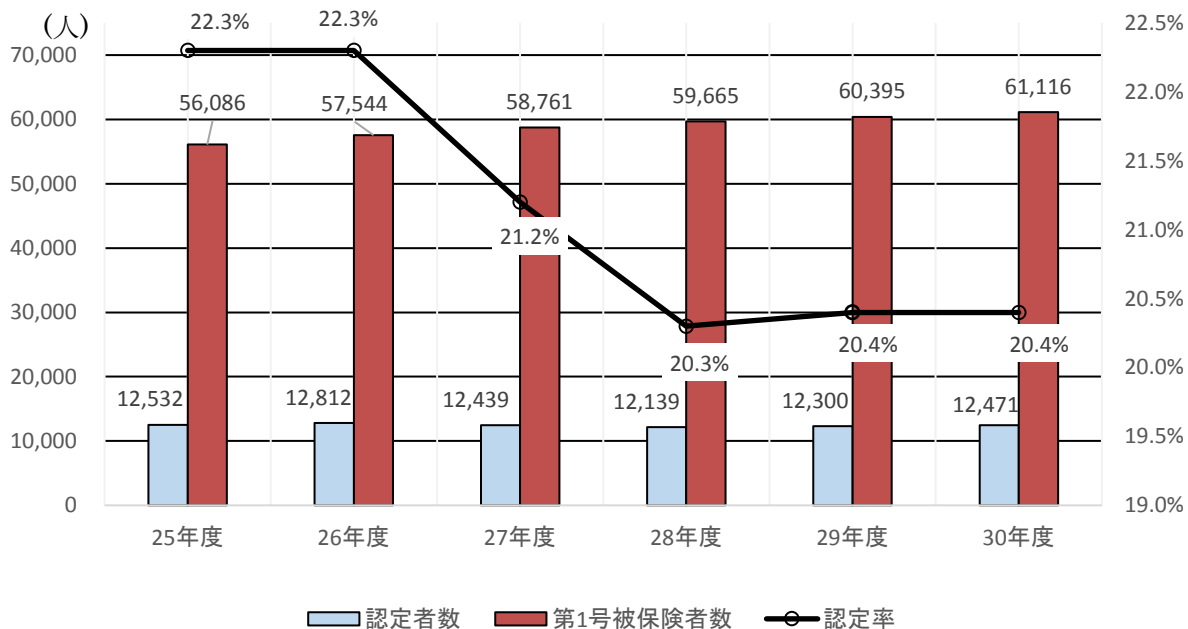
(単位：人)

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度 (見込み)
第 1 号被保険者数	56,086	57,544	58,761	59,665	60,395	61,116
認 定 者 数	12,532	12,812	12,439	12,139	12,300	12,471
認 定 率	22.3%	22.3%	21.2%	20.3%	20.4%	20.4%

※25 年度～29 年度は外国人住民を含む住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）

※30 年度は、平成 29 年 10 月 1 日現在の外国人住民を含む住民基本台帳人口を基準に推計したもの

< 第1号被保険者 要介護認定者数の推移 >



＜各年度 3 月 31 日現在の各市、新潟県、全国の認定率＞

年度	上越市	新潟県	全国
25 年度	22.3%	18.7%	17.8%
26 年度	22.3%	18.7%	17.9%
27 年度	20.3%	18.5%	17.9%
28 年度	20.3%	18.6%	18.0%

○当市の認定率は全国、県平均と比較しても高い状況にある。

- ・平成 26 年 3 月 31 日 認定率 22.3% (全国: 99 番目/1,580 保険者、新潟県内: 2 番目/30 保険者)
- ・平成 27 年 3 月 31 日 認定率 22.3% (全国: 102 番目/1,579 保険者、新潟県内: 2 番目/30 保険者)
- ・平成 28 年 3 月 31 日 認定率 20.3% (全国: 308 番目/1,579 保険者、新潟県内: 5 番目/30 保険者)
- ・平成 29 年 3 月 31 日 認定率 20.3% (全国: 296 番目/1,579 保険者、新潟県内: 8 番目/30 保険者)

○第 2 号被保険者等の推移

(単位: 人)

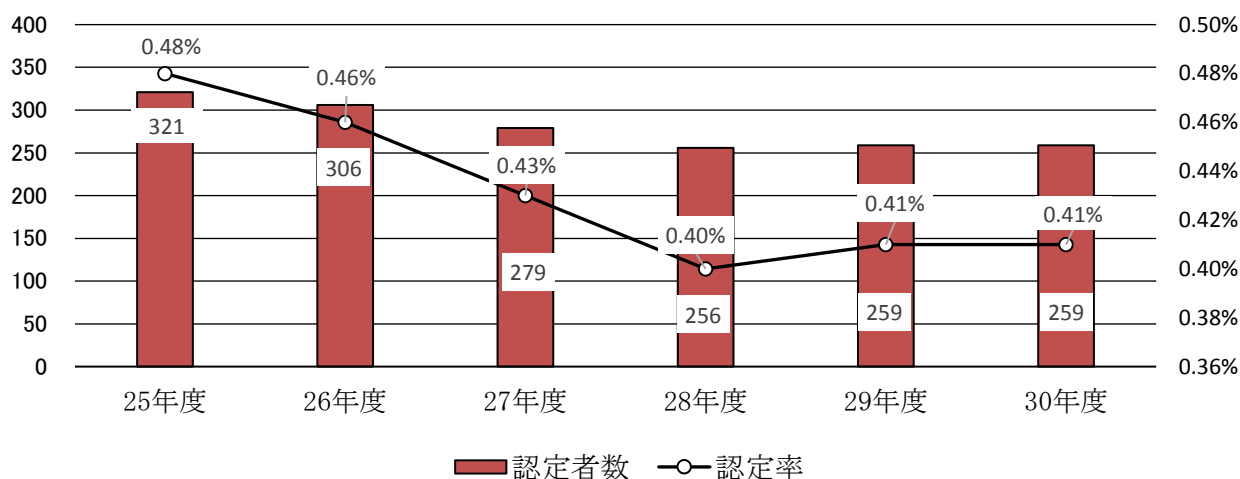
区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度 (見込み)
40～64 歳人口	67,119	65,961	64,965	64,224	63,553	62,715
認 定 者 数	321	306	279	256	259	259
人 口 比 率	0.48%	0.46%	0.43%	0.40%	0.41%	0.41%

※25 年度～29 年度は外国人住民を含む住民基本台帳人口 (各年 10 月 1 日現在)

※30 年度は、平成 29 年 10 月 1 日現在の外国人住民を含む住民基本台帳人口を基準に推計したもの

(ウ)

＜第2号被保険者 要介護認定者数の推移＞



＜ 第 2 号被保険者の特定疾病について ＞

年度末の状況	H25	H26	H27	H28
脳血管疾患	178 (53.6%)	134 (49.3%)	142 (54.4%)	120 (54.3%)
初老期における認知症	51 (15.4%)	27 (9.9%)	34 (13.0%)	22 (10.0%)
がん末期	18 (5.4%)	17 (6.3%)	27 (10.3%)	15 (6.8%)
糖尿病合併症	14 (4.2%)	21 (7.7%)	8 (3.1%)	10 (4.4%)

※申請時の特定疾病については、平成 28 年度では、第 1 位が脳血管疾患：54.3%、第 2 位が初老期における認知症：10.0%、第 3 位はがん末期：6.8%となっている。

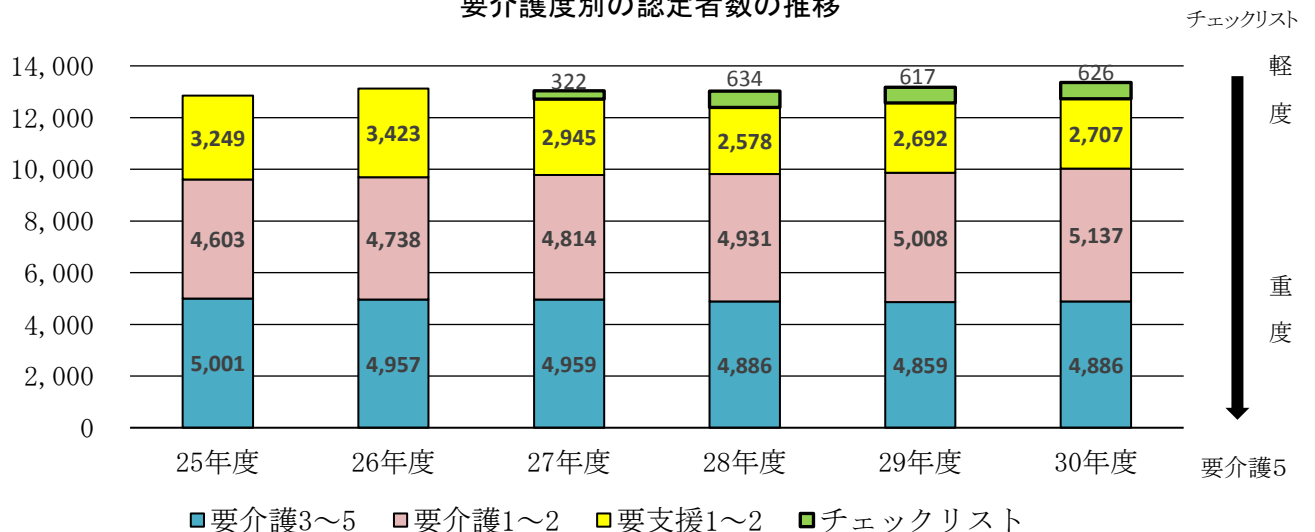
○介護度別認定者数の推移

(単位：人)

要介護度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度 (見込み)
チェックリスト (比率)			322 (2.5%)	634 (4.9%)	617 (4.7%)	626 (4.7%)
要支援 1 (比率)	1,406 (10.9%)	1,461 (11.1%)	1,147 (8.8%)	960 (7.4%)	1,051 (8.0%)	1,066 (8.0%)
要支援 2 (比率)	1,843 (14.3%)	1,962 (15.0%)	1,798 (13.8%)	1,618 (12.4%)	1,641 (12.4%)	1,641 (12.3%)
要介護 1 (比率)	2,181 (17.0%)	2,312 (17.6%)	2,346 (18.0%)	2,387 (18.3%)	2,531 (19.2%)	2,596 (19.4%)
要介護 2 (比率)	2,422 (18.9%)	2,426 (18.5%)	2,468 (18.9%)	2,544 (19.5%)	2,477 (18.8%)	2,541 (19.0%)
要介護 3 (比率)	1,898 (14.8%)	1,945 (14.8%)	1,886 (14.5%)	1,871 (14.4%)	1,860 (14.1%)	1,872 (14.0%)
要介護 4 (比率)	1,609 (12.5%)	1,624 (12.4%)	1,684 (12.9%)	1,694 (13.0%)	1,655 (12.6%)	1,679 (12.6%)
要介護 5 (比率)	1,494 (11.6%)	1,388 (10.6%)	1,389 (10.6%)	1,321 (10.1%)	1,344 (10.2%)	1,335 (10.0%)
計 (比率)	12,853 (100.0%)	13,118 (100.0%)	13,040 (100.0%)	13,029 (100.0%)	13,176 (100.0%)	13,356 (100.0%)

※各年度 10 月 1 日現在 (第 1 号被保険者と第 2 号被保険者を合計したもの)

要介護度別の認定者数の推移



・新総合事業の取組について

①平成 29 年度の地域支え合い事業について

平成 27 年 4 月から新総合事業の取組の一つである地域支え合い事業を開始し、各
 地域自治区（28 区）に通いの場を設置し、疾病の重症化予防や高齢者の閉じこもり予防、地域住民との交流、生きがいつくりなど介護予防を目的に取り組んでいる。

地域ごとに事業の総合的な企画・調整、講師などの依頼、事業当日の運営補助等の役割を担う「生活支援コーディネーター」を配置している。

<すこやかサロン>

実施回数	延べ参加者数
1,890 回	22,490 人

<介護予防教室（通所型サービス B）>

実施回数	延べ参加者数
1,192 回	15,226 人

<認知症カフェ>

実施回数	延べ参加者数
237 回	2,192 人

<介護者家族の集い>

実施回数	延べ参加者数
115 回	519 人

②合併前 15 区の住民組織化の取組について

- ・ H30 年度から新たに地域支え合い事業を委託：和田区、金谷区、三郷区、有田区、津有区
- ・ H30 年度において引き続き、住民組織化を協議する
 社会福祉協議会へ委託の地域：北諏訪区、保倉区、八千浦区、新道区、春日区
 J A えちご上越へ委託の地域：直江津区、高田区

③介護予防・生活支援サービス事業（H30.3月末現在）

<訪問型サービス>

サービス類型	事業所数	利用者数
現行相当サービス	42	75人
緩和した基準のサービス（訪問型サービスA）	38	345人
住民主体のサービス（訪問型サービスB）	1	89人

<通所型サービス>

サービス類型	事業所数	利用者数
現行相当サービス	84	272人
緩和した基準のサービス（通所型サービスA）	79	972人

◎第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画 事業所説明会

開催日時：平成30年2月23日（金）、ユートピアくびき希望館

参加者：278事業所、436人

- 内容
- 1 2025年（平成37年）を見据えた上越市第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画（案）骨子について
 - 2 当市における高齢者人口と要介護認定の推移と推計について
 - 3 第7期計画における介護保険施設の整備について
 - 4 平成30年度介護報酬改定の概要について
 - 5 第7期介護保険料の算定について
 - 6 介護保険法の改正に伴う変更等について
 - 7 要介護認定について
 - 8 総合事業の報酬単価等について
 - 9 居宅介護支援事業所の権限移譲について
 - 10 介護保険サービス事業所の指定又は登録に係る手数料の徴収について
 - 11 平成30年4月からの地域包括支援センターの配置について
 - 12 高齢者福祉施策の充実について

④平成 29 年度新規事業「すこやかに老いるための市民啓発講座」

目的：要介護認定の状況から、「骨折」「認知症」が増加傾向にある。また、団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年（平成 37 年）に向け、在宅における医療や介護サービスを理解し、老後について自分のこととして考えるきっかけづくりとする

市民啓発講座内容		参加者数
介護予防！骨折・認知症予防講座	①医療や介護の実態について 骨折についてとその予防（実技）	214 人
	②介護予防の必要性について 認知症の理解と予防、口腔ケア	166 人
在宅で介護や医療を受けながら暮らすための市民講座	①介護保険制度について 地域の支援者について知る	150 人
	②実際の在宅介護体験から学ぶ 今後の人生設計について考える	95 人
合 計		625 人

○介護予防！骨折・認知症予防講座の感想（抜粋）

- ・家においても簡単にできる体操、これからはぜひ続けていきたい。
- ・体を動かすことの大切さを実感。口腔ケアのこと、舌の運動等、大変勉強になった。
- ・認知症は予防が第一だが、今後のことは前もって家族に頼っておき、医者へも行くようにしたいと思った。歯の磨き方が明確に分かったので実践してみたい。

○在宅で介護や医療を受けながら暮らすための市民講座の感想（抜粋）

- ・自分の介護等については、あまり考えることもなかったが、80 歳の今日に至って心身の変化や知力の乏しさを感じるようになって知識を高めたいと思い参加した。生の体験談を聞くことができ大変勉強になった。逆に「生きる力」を感得したような気分になった。

(2) 平成 30 年度の介護保険事業について

・ 介護保険料について（平成 30 年 4 月～）

保険料基準額 (X)	年額 77,800円	月額 6,483円
------------	------------	-----------

段 階 ※ () は負担割合				所得段階の要件	年額保険料 (月額保険料) 単位：円	
6 期	7 期				第 6 期 (D)	第 7 期 (E=X×C)
	条例に定める 負担割合 (A)	公費軽減割合 (B)	本人負担割 合 (C=A-B)			
第 1 段階 (0.35)	第 1 段階 (0.40)	H30～32 (0.05)	H30～32 (0.35)	生活保護者及び老齢福祉年金受給者または課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円以下で市民税世帯非課税の人	26,700 (2,225)	27,300 (2,275)
第 2 段階 (0.51)	第 2 段階 (0.51)	—	(0.51)	市民税世帯非課税かつ第 1 段階の対象者以外で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が 120 万円以下の人	38,900 (3,241)	39,700 (3,308)
第 3 段階 (0.56)	第 3 段階 (0.56)	—	(0.56)	市民税世帯非課税かつ第 1 段階の対象者以外で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が 120 万円を超える人	42,700 (3,558)	43,600 (3,633)
第 4 段階 (0.92)	第 4 段階 (0.92)	—	(0.92)	市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人 (世帯内に市民税課税者がいる場合)	70,200 (5,850)	71,600 (5,966)
(基準額) 第 5 段階 (1.00)	第 5 段階 (1.00)	—	(1.00)	市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円を超える人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	76,300 (6,358)	77,800 (6,483)
第 6 段階 (1.15)	第 6 段階 (1.15)	—	(1.15)	市民税課税で、合計所得金額が 50 万円未満の人	87,700 (7,308)	89,500 (7,458)
第 7 段階 (1.20)	第 7 段階 (1.20)	—	(1.20)	市民税課税で、合計所得金額が 50 万円以上 125 万円未満の人	91,600 (7,633)	93,400 (7,783)
第 8 段階 (1.34)	第 8 段階 (1.34)	—	(1.34)	市民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 160 万円未満の人	102,200 (8,516)	104,300 (8,691)
第 9 段階 (1.35)	第 9 段階 (1.35)	—	(1.35)	市民税課税で、合計所得金額が 160 万円以上 200 万円未満の人	103,000 (8,583)	105,100 (8,758)
第 10 段階 (1.65)	第 10 段階 (1.65)	—	(1.65)	市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 250 万円未満の人	125,900 (10,491)	128,400 (10,700)
第 11 段階 (1.95)	第 11 段階 (1.95)	—	(1.95)	市民税課税で、合計所得金額が 250 万円以上 350 万円未満の人	148,800 (12,400)	151,800 (12,650)
第 12 段階 (2.25)	第 12 段階 (2.25)	—	(2.25)	市民税課税で、合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満の人	171,700 (14,308)	175,100 (14,591)
第 13 段階 (2.60)	第 13 段階 (2.60)	—	(2.60)	市民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の人	198,400 (16,533)	202,300 (16,858)
第 14 段階 (2.70)	第 14 段階 (2.70)	—	(2.70)	市民税課税で、合計所得金額が 700 万円以上 900 万円未満の人	206,000 (17,166)	210,100 (17,508)
第 15 段階 (2.80)	第 15 段階 (2.80)	—	(2.80)	市民税課税で、合計所得金額が 900 万円以上の人	213,600 (17,800)	217,900 (18,158)

所得段階別の保険料年額は、第 1 号被保険者の保険料基準額 (年額) に所得段階別の負担割合を乗じ、100 円未満切り上げで端数処理したもの。また、月額は年額を 12 か月で割った額 (小数点以下切捨て)

新潟県市町村別 第7期介護保険料基準額（月額）

市町村名	第7期介護保険料 基準額（円）	第7期 順位	第6期介護保険料 基準額（円）	第6期 順位	増減額（円）	増減の 順位
関川村	7,000	1	6,300	4	700	3
妙高市	6,900	2	5,950	14	950	1
五泉市	6,716	3	6,171	9	545	6
聖籠町	6,600	4	6,400	1	200	15
阿賀野市	6,486	5	6,286	7	200	15
上越市	6,483	6	6,358	3	125	21
津南町	6,400	7	6,000	11	400	10
弥彦村	6,400	7	6,400	1	0	24
魚沼市	6,380	9	6,000	11	380	13
新潟市	6,353	10	6,175	8	178	20
南魚沼市	6,351	11	5,813	18	538	7
燕市	6,300	12	6,300	4	0	24
粟島浦村	6,300	12	6,300	4	0	24
阿賀町	6,200	14	6,000	11	200	15
十日町市	6,200	14	5,700	22	500	8
佐渡市	6,200	14	5,800	19	400	10
刈羽村	6,100	17	5,800	19	300	14
加茂市	6,050	18	5,290	29	760	2
田上町	6,000	19	5,800	19	200	15
長岡市	5,967	20	6,108	10	△141	28
柏崎市	5,933	21	5,350	26	583	5
胎内市	5,923	22	5,923	15	0	24
村上市	5,900	23	5,300	27	600	4
出雲崎町	5,885	24	5,885	16	0	24
新発田市	5,800	25	5,400	23	400	10
見附市	5,800	25	5,300	27	500	8
糸魚川市	5,690	27	5,835	17	△145	30
小千谷市	5,425	28	5,400	23	25	23
三条市	5,408	29	5,308	25	100	22
湯沢町	5,200	30	5,000	30	200	15
県平均	6,178		5,956		222	

※65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

・負担割合 3 割への変更について（平成 30 年 8 月～）

一定以上の所得がある第 1 号被保険者の利用者負担割合が、2 割から 3 割になります。

○一定以上の所得とは

- ・本人の「課税年金収入+その他の合計所得金額」が 340 万円以上である人
- ・65 歳以上の他の世帯員がいる場合は、「課税年金収入+その他の合計所得金額」が 463 万円以上である人

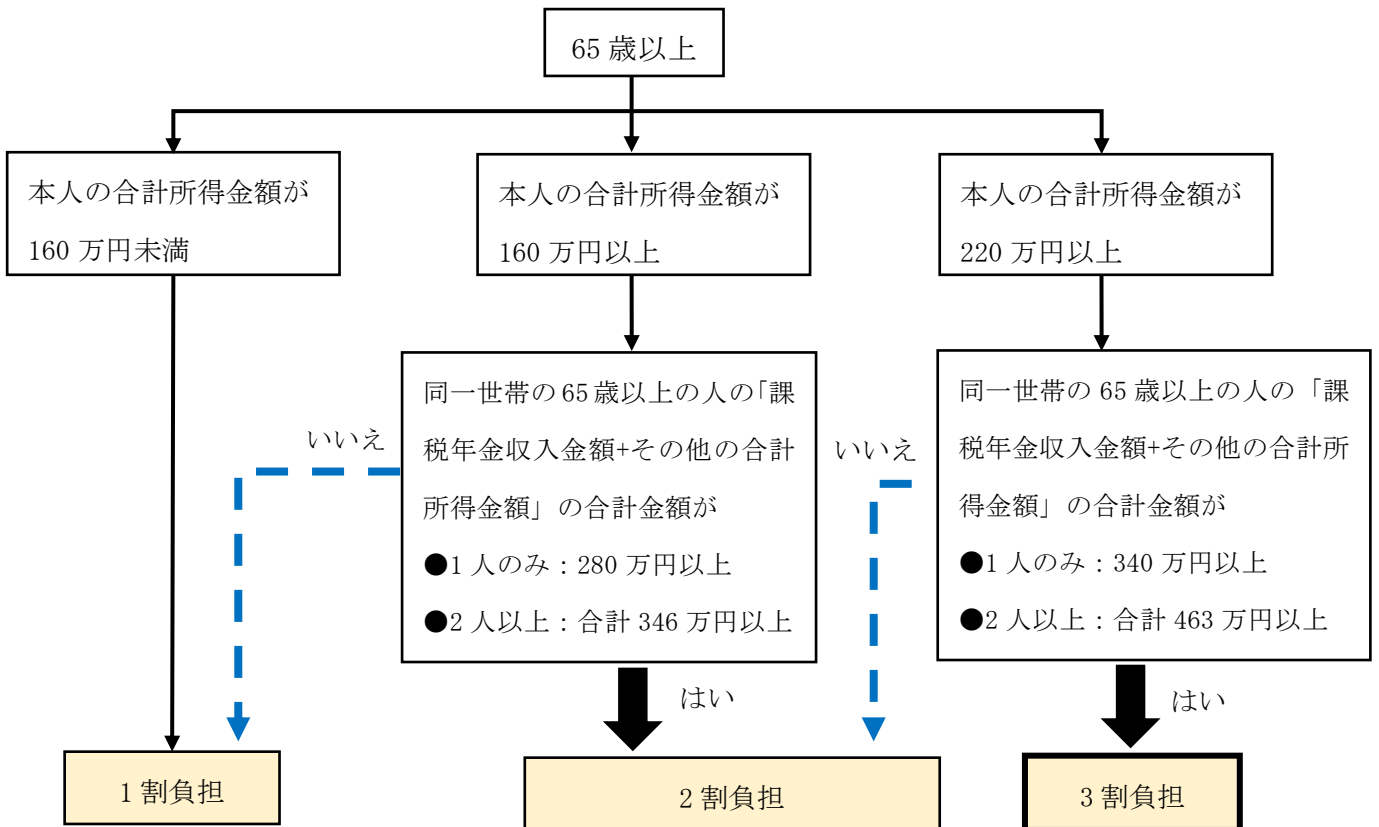
※合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額で、基礎控除や扶養控除、障害者控除等の控除をする前の所得金額になります。

○高額介護サービス費の適用

3 割負担になっても、1 か月の自己負担額の限度額は 44,400 円（市民税課税世帯）であるため、限度額を超えた場合は超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

○今後の予定

7 月中旬に負担割合証を送付します。



・要介護認定の変更について

① 認定有効期間の延長について

- 要介護更新認定の有効期間の上限が以下のとおり変更となります。
- 平成 30 年 4 月 1 日以降に申請のあった更新認定申請が対象です。
- 認定の有効期間については、申請者個々の状態に応じ、介護認定審査会において、今回の判定結果がどれほど長く継続するかの判断に基づき決定されます。

申請区分等		【現行】		【改正後】	
		対象：申請日が 平成 30 年 3 月 31 日以前		対象：申請日が 平成 30 年 4 月 1 日以降	
		原則の認定 有効期間	認定可能な認定 有効期間の範囲	原則の認定 有効期間	認定可能な認定 有効期間の範囲
新規申請		6 か月	3 か月～12 か月	6 か月	3 か月～12 か月
変更申請		6 か月	3 か月～12 か月	6 か月	3 か月～12 か月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12 か月	3 か月～24 か月	12 か月	3 か月～36 か月
	前回要支援→今回要介護				
	前回要介護→今回要支援				
	前回要介護→今回要介護				

② 認定有効期間の判定における留意点

[認定の有効期間を短縮する場合]

- ・入退院の直後やリハビリテーション中の急性期の状態であって、主治医意見書の内容等から、急速に状態の変化があると考えられる場合
- ・施設から在宅、在宅から施設に変わる等、置かれている環境が大きく変化する場合等、審査判定時の状況が変化する可能性があると考えられる場合

[認定の有効期間を延長する場合]

- ・要介護 4・5 以上であり、同一の施設に長期間入所しており、かつ長期間にわたり要介護状態区分に変化がない場合等、審査判定時の状況が、長期間にわたって変化しないと考えられる場合
- ・主治医意見書の内容等から、進行性の疾病等でなく、身体上または精神上的の生活機能低下の程度が安定していると考えられる場合

・「上越市版オレンジプラン」策定について（案）

① 趣 旨

- 我が国の認知症高齢者の数は、平成 24 年度で 462 万人と推計されており、平成 37 年には約 700 万人に達することが見込まれている。
- 当市においても、認知症高齢者の増加は顕著であり、認知症状により日常生活に支障が生じる「日常生活自立度Ⅱa」以上の人は、平成 29 年 10 月 1 日現在 9,009 人となっており、平成 37 年には 1 万人を超える見込みである。

（表）認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱa 以上）の推移と推計（各年 10 月 1 日）

区 分	平成 22 年	平成 27 年	平成 29 年	平成 32 年	平成 37 年
認知症高齢者数（人）	7,670	8,822	9,009	9,579	10,104
65 歳以上人口に占める割合	14.3%	15.0%	14.9%	15.5%	16.5%
65 歳以上人口（人）	53,489	58,761	60,395	61,909	61,336
高齢化率	25.9%	29.6%	30.9%	32.4%	33.6%

※出所：第 7 期介護保険事業計画より

- 今後増加が予想される認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、認知症の人とその家族などへの支援等の取組を一体的に実施していくため、「上越市版オレンジプラン」を平成 30 年度に策定する。

② 策定年度 平成 30 年度

③ 計画期間 平成 31 年度～37 年度(国の新オレンジプランの戦略期間に合わせる)

④ 協議機関 介護保険運営協議会

⑤ 内 容

◎当事者の声を活かした取組を検討

- ・ 認知症の人と家族の会、認知症疾患医療センター、認知症カフェ参加者等に聞き取りを実施

<4 つの柱で構成>

○ 認知症の正しい理解

- ・ 認知症サポーター養成の拡充（目標数：年間 2,300 人）
- ・ 認知症予防の取組の拡充（28 区ごとに啓発講座を開催）
- ・ 国作成「本人にとってのよりよい暮らしガイド」の活用

認知症の診断を受け日々暮らしている人から、新たに認知症と診断された人に対し、元気になってこれからをよりよく暮らしていくヒントにしてほしいと願って作った冊子

- 認知症の状態変化に応じた医療・介護等の適切なサービスの推進
 - ・ 認知症初期集中支援チームの活動の拡充
 - ・ 医療と介護との連携強化
 - ・ 認知症の人の権利擁護（成年後見制度等の利用促進）
 - ・ 適切な介護サービスの提供（認知症グループホーム等）
 - ・ 稲作ケアなど

- 認知症の人と家族への支援の推進
 - ・ 認知症カフェの開催（28区ごとに開催）

- 認知症の人とその家族にやさしい地域づくりの推進
 - ・ 日中の居場所の充実（通いの場等）
 - ・ 高齢者の見守り支援の充実（町内会等による見守り活動の充実）

(3) 第7期介護保険事業計画期間における施設整備について

・ショートステイから特別養護老人ホームへの転換について

(単位：人)

施設名	法人名	転換前定員		第7期 整備数	転換後の定員		備考
		特養	ショート		特養	ショート	
上吉野愛宕の園	(福)上越あたご福社会	90	10	10	100	0	ユニット型個室
悠久の里	(福)高田福社会	80	10	10	90	0	ユニット型個室
新光園	(福)上越老人福祉協会	76	4	4	80	0	多床室+個室
さくら聖母の園	(福)フランシスコ第三会マリア園	98	2	2	100	0	多床室
計		344	26	26	370	0	

・ショートステイから特別養護老人ホームへの転換後の整備状況

施設種別	現在の定員	第7期整備数	整備後の定員
特別養護老人ホーム	1,474	26	1,500
ショートステイ	719	△26	693

※地域密着型介護老人福祉施設の定員：194人

・小規模多機能型居宅介護（2施設）認知症グループホーム（1施設18床）の公募について

時期	内容
H30.5月上旬	施設整備検討等委員会：募集要項の審査及びプレゼンテーション審査について協議
5月中旬	事業者説明会：公募についての説明
5月末～6月末	事業者公募
7月中旬	プレゼンテーション審査、事業者の選定
8月上旬	介護保険運営協議会へ報告（書面）、選定結果の公表